

(長期継続契約)

令和 7 年度 町単 御代田町立小中学校
校務用ネットワーク機器整備賃貸借業務
仕 様 書

御代田町教育委員会

1. 業務名 (長期継続契約)

令和7年度 町単 御代田町立小中学校校務用ネットワーク機器整備賃貸借業務

2. 事業概要 御代田町立小中学校3校の校務用ネットワーク機器入替え整備と各種設定

3. 仕様及び構成

- (1) 後述の「技術仕様書」の条件を満たしたシステム構成であること。納入されるハードウェア等について、全て「技術仕様書(全般)」、「技術仕様書(機器別詳細)」以上であること。
- (2) 機器ごとにメーカー・型式・規格・仕様等を明記した「システム構成表」を指定した日時に提出し、入札の事前に御代田町教育委員会により承認を得ること。
- (3) 周辺機器の接続に必要なボード及び接続ケーブルの一切を含むこと。
- (4) 「技術仕様書」に記載されている仕様で、機器等が別途必要となるものはその一切を含むこと。
- (5) 機器設置に必要な工事、作業を含め見積書を作成すること。
- (6) 入札後、見積り時の機種が製造中止となった場合は、後継機種と認められる機種で納入すること。また、ソフトウェアは納入時における最新のバージョンで納入すること。

4. 納入及び設置

- (1) 機器及び什器は、開梱し指定の場所に設置を行い、段ボール箱等の梱包材は全て納入業者が処分すること。
- (2) 納入に際して学校の下見が必要な場合は、事前に教育委員会に許可を得て行うこと。
- (3) 各学校における機器整備作業については、夏季休業期間に行うものとする。
(夏季休業期間：令和7年7月25日から令和7年8月20日)

5. 納入場所及び設置台数

- (1) 御代田町立御代田北小学校
- (2) 御代田町立御代田南小学校
- (3) 御代田町立御代田中学校

各学校における設置台数については、技術仕様書(機器別詳細)のとおり。

6. 事前提出書類(除く入札書)

- (1) システム構成表(機器・メーカー名・型式・数量等明記のこと。)
- (2) 機器のカタログ又は仕様の明記されているメーカー発行の書類。
「参考品」が記載されている製品について、参考品以外を選定した場合は、仕様の差異がわかる説明書を必ず添付すること。

7. 事前提出書類の提出場所及び期日

- (1) 提出場所 御代田町教育委員会（エコールみよた内）
- (2) 提出期限 令和7年6月2日（月）

8. 機器納入及び工事完了期限 令和7年8月31日（日）

9. 賃貸借期間 令和7年9月1日～令和12年8月31日

10. その他

- (1) 入札書に記載する金額は月額賃貸借料とし、消費税は含まない。
- (2) 賃貸借契約期間は5年間とする。
- (3) この仕様書に関する質問については、ファックス又はメールにて質問するものとし、当業務を公告したホームページにて回答する。
- (4) 質問は、令和7年5月27日（火）午後1時までの受付とする。
回答は、令和7年5月29日（木）午後1時までの回答とする。

11. 検査及び検収

システムの構成表記載の物品の納品及び工事が全て完了し、教育委員会の検査に合格したことをもって検収とする。

【問合せ先】

〒389-0207 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1901 番地 1 エコールみよた内
御代田町教育委員会 学校教育係 担当：黒岩
TEL：0267-32-9100（直通） FAX：0267-32-8923（直通）
MAIL：gakukyo@town.miyota.nagano.jp

「技術仕様書（全般）」

はじめに

本仕様書は、御代田町立小中学校3校の校務用ネットワーク機器整備賃貸借業務に伴う技術仕様書であり、その全てを満足すること。

1. 整備の概要

- ・ ネットワーク機器及び付属設備を設置する。
- ・ 導入されるネットワーク機器及び付属設備は全てLANまたは無線LANに接続し統合的に運用できるよう整備すると共に、同じく導入されるソフトウェア製品・既存のソフトウェア製品が問題なく動作するよう整備する。
- ・ 教師用パソコンからの情報漏えい防止のためのセキュリティ環境が施されること。

2. 設置調整

- ・ 納入機器等は、各学校の指定箇所に設置すること。設置場所については各学校担当係と十分相談のうえ決定すること。
- ・ 既存ソフトウェアのインストールについては、事前に学校と協議して対処すること。
- ・ コンセントの増設等については、必要に応じて配線設置すること。（請負者負担）
- ・ 機器システム仕様書に記載されている製品以外で、システム構成上必要な関連機器及び部品等があれば見積りに加えること。
- ・ 既存機器を再利用する場合、その機器の再設定等を行うこと。
- ・ 各アカウントの権限等については、学校と打合せのうえ設定を行うこと。
- ・ アカウントの追加・削除・変更等すべてについて5年間管理すること。

3. ネットワーク構成

- ・ LAN接続されている全端末からインターネットに接続可能とする。導入済みの既存機器についてもネットワークに組み込み、その設定を行うこと。
- ・ L3 スイッチにより校務ネットワークと教室ネットワークとに分離し、パソコン教室や普通教室から校務ネットワーク内（事務室、校長室、職員室、保健室、図書室等）にアクセスできないようにすること。
- ・ 職員室で通常使用している校務用ノートパソコンを普通教室に持っていても、教室からインターネットおよびパソコン教室サーバーに接続できるようにネットワーク構成を行うこと。
- ・ LAN配線は既存のものを使用することを前提とするが、学校にて部分的に張替え等が必要と判断したものについては、張替え等工事を行うこと。なお、その場合、配線露出部分はモール等にて処理すること。

- ・ 無線LANアクセスポイントについては、学校が指定する場所へ設置し、教室ネットワークへ接続するものとする。なお、無線LANアクセスポイントへは本業務にて導入するタブレットパソコン以外が接続できないようにセキュリティ対策を行うこと。
- ・ ネットワークセキュリティ全般として、今回導入するネットワークセキュリティサーバーを活用し、文科省が提示する「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に則ったものとする。

4. 既存機器の廃棄

- ・ 既存のネットワーク機器及び付属設備のうち、学校が不要とするものは全て撤去又は廃棄すること。
(各校の破棄する機器台数等を記載して下さい。)
- ・ 契約期間内に学校が不要とするパソコン関連の機器は、随時撤去又は廃棄すること。
- ・ 撤去したものの廃棄処理にあたっては、廃棄処理業の登録がなされている業者により、適正な方法で処理がなされるものであること。

5. ソフト・ハード構成

- ・ ハードウェア及びハードウェアの構成については、別紙「技術仕様書（機器別詳細）」の個別仕様全てを満足するものを納入すること。
※同等、同等以上の定義は仕様書項番3（1）記載の通り。
- ・ ネットワークセキュリティサーバー本体は、国内メーカーが官公庁・法人向けに設計・販売するものであり、且つ日本国内で生産された製品であること。なお、通販製品やショップオリジナルブランド品は不可とする。
- ・ アクセスルータ、レイヤー3スイッチ、スイッチングハブ、無線LANアクセスポイントは保守面および互換性を考慮して国内同一メーカー製品で統一すること。

6. ハードウェア保証

- ・ 各ハードウェアのメーカー保証期間・内容は、別紙「技術仕様書（機器別詳細）」を満たすこと。
- ・ ハードウェアは、正常な管理のもとメーカー保証期間内に故障が生じた場合、又は隠れた瑕疵が発見された場合は、無償で修理又は取替納入すること。

7. 保守

- ・ 請負者は、賃貸借期間内について常に保守対応が可能な体制を構築することとし、請負者自らにおいてヘルプデスク等の保守問い合わせ窓口を設けること。
- ・ ハードウェア障害発生時には、午前中の受付に対しては当日中、午後の受付の場合は翌日の午前中まで（土日祝日を除く）に現地対応を行うこと。その際、原因切り分け作業及び

復旧作業をおこなうこととし、故障と診断した場合は、メーカー等への修理依頼を行うこと。なお、賃貸借期間内の5年間については、請負者がこの対応を無償で行うこと。また、故障した場合の修理対応については、機器のメーカー保証期間内は無償での対応を行うこと。(本項目の参考対応時間：月2時間程度/校)

- ・ 機器故障により修理対応を行った場合、請負者がOS初期設定(Windows Update 実施を含む)、導入ソフトウェア全てのインストール、プリンタドライバインストール、その他学校が求めるソフトウェアのインストールおよびネットワーク設定を行い、全ての動作検証を行った上で納品すること。(本項目の参考対応時間：年3時間程度/校)
- ・ 技術者が定期的に学校訪問し、障害予防対策・更新作業を行うこと。
(本項目の参考対応時間：月2時間程度/校)
- ・ 保守対象はパソコン教室サーバー・パソコン及び周辺機器全般とする。
- ・ 教育委員会・学校担当者と協議のうえ、年度末ごとにシステムのメンテナンス・更新作業を実施すること。(本項目の参考対応時間：年2時間程度/校)
- ・ 一般的な消耗品類(プリンタ用各種カートリッジ、用紙、プリンタ定期交換部品、無停電電源装置バッテリーなど)については、保守対象から除くこと。
- ・ 納入後、学校からのソフトウェアインストール、諸設定変更などの希望について、可能な限り対応すること。(本項目の参考対応時間：月1時間程度/校)
- ・ インターネットとの接続不具合など、起因箇所が本事業以外と思われる障害についても無償で対応し、学校と協力して解決すること。

8. その他

- ・ 納入前に教育委員会と日程調整を行ったうえで納入すること。
- ・ その他全体に対して、教育委員会の求めに応じ対応すること。